



第13回キッズデザイン賞 「子供の安全に配慮した商品等の顕彰に係る東京都審査料補助」 正式決定！

<応募締めきり：5月10日(金)>

特定非営利活動法人キッズデザイン協議会が主催する、第13回キッズデザイン賞の審査料を東京都が全額補助する「子供の安全に配慮した商品等の顕彰に係る東京都審査料補助」が正式に決定しました。

東京都からのプレスリリースはこちらからご覧いただけます。
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/safetygoods/>

キッズデザイン賞サイトはこちら。
<https://kidsdesignaward.jp>



<審査料補助を利用し、東京都知事賞を受賞した作品>

自動ドア装置「FJ3」
日本自動ドア株式会社

第13回キッズデザイン賞「子供の安全に配慮した商品等の顕彰に係る東京都審査料補助」

<目的>

キッズデザイン賞「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン部門」に応募する都内中小企業等の審査料を全額補助することで、子どもの安全に配慮した商品等の開発・普及を促進する。

部門の趣旨について、こちらをご参照ください。 <https://kidsdesignaward.jp/outline/category.html>

<対象>

補助を受けるためには、次のすべてに該当することが必要です。

- ① 応募部門が「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン部門」であり、応募作品の特長がこの部門の趣旨に合致していると認められること。
- ② 中小企業基本法第2条*に該当する中小企業、個人事業者であること。 *：詳しくは裏面をご参照ください。
- ③ 登記簿謄本に記載の本店所在地が東京都内であること。
 - 対象外となるケースがあります。※詳しくは裏面をご覧ください

<補助内容>

審査料 54,000円（消費税込）を審査結果に関わらず全額補助。

<申請書類>

- ① 「子供の安全に配慮した商品等の顕彰に係る東京都審査料補助」申請書
- ② 応募企業・団体の登記簿謄本（応募時点で発効日から3ヶ月以内のもの）
個人事業主の場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し
- ③ 従業員数がわかる資料（会社案内や企業HPの出力とそのURL等）

<申請方法>

- ① キッズデザイン賞Webサイトの応募フォームにある「東京都審査料補助の申請」欄にチェックをしてください。
- ② キッズデザイン賞Webサイトの「子供の安全に配慮した商品等の顕彰に係る東京都審査料補助」ページより申請書をダウンロードのうえ、ご記入、ご捺印いただき、上記の申請書類をそろえ原本をキッズデザイン賞事務局まで郵送してください。

<申請期限>

- Webサイト応募フォームでの申込み：2019年5月10日(金) 18:00まで
- 申請書類の郵送：2019年5月10日(金) までの消印有効

<結果通知>

2019年6月中旬に審査料補助の対象可否をメールにて通知いたします。

*：中小企業基本法第2条で定める「中小企業」とは

中小企業基本法第2条では、下記のとおり「中小企業者の範囲」を規定しています。

業種	中小企業者	
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※詳しくは以下の中小企業庁ホームページをご覧ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q1

■対象外となるケース

- ・大企業から出資を受けている場合
- ・連名の応募企業に大企業が含まれている場合
- ・連名の応募企業・団体から資金提供を受けている場合
- ・応募作品が国や自治体から補助を受けて作成したものである場合

■FAQ

Q. 都内に事業所がある社団法人やNPOは、審査料補助制度の対象になるのでしょうか？

A. 中小企業基本法第二条に該当する中小企業、個人事業主が補助対象となるため、社団法人やNPOは対象とはなりません。

Q. 審査で入賞しなかった場合も、審査料は全額補助されるのでしょうか？

A. 審査結果に関わらず、補助対象であれば審査料は全額補助されます。

Q. 「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン部門」に、複数応募した場合、それぞれの応募作品ごとに登記簿謄本の提出が必要でしょうか？

A. 登記簿謄本の原本は1部のみで結構です。2作品目以降はコピーを添付ください。

Q. 2社連名で応募する場合、申請書は2社分の提出となりますか？

A. 申請書は代表企業より1枚ご提出いただきますが、登記簿謄本、従業員数がわかる資料は連名のすべての企業・団体のご提出が必要です。